

## 飲料水等自動販売機設置事業者選定一般競争入札実施要領 修正概要

<令和4年7月26日修正内容>

概要：入札の当日、代理人による入札を認めることとします。  
ただし、その場合には、委任状が必要です。

修正箇所：

- ① 5 入札方法（6）当日に持参するもの に以下の項目を追加  
オ 委任状【様式6】（入札者が代理人により入札する場合のみ）
  
- ② 5 入札方法（7）入札 に以下の項目を追加  
コ 入札者が代理人により入札するときは、代理人は入札前に委任状【様式6】を提出すること。
  
- ③ 5 入札方法（10）入札の無効 に以下の項目を追加  
キ 委任状を提出しない代理人の行った入札

差し替えが必要な方は、次ページ以降を印刷してください。

エ 誓約書【様式4】

オ 委任状【様式6】（入札者が代理人により入札する場合のみ）

(7) 入札

ア 入札書は、指定の書式【様式3】を使用してください。

イ 入札金額は、入札区分ごとの契約期間（5年間）の貸付料の総額を記載すること。

ウ 貸付料の入札金額には、消費税を含まないものとする。

エ 自動販売機の入札区分ごとに予定価格（最低貸付価格）が設定されていますので予定価格以上の金額を記載すること。予定価格は、「別紙1\_貸付物件一覧」に記載してあります。

オ 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、封をして提出ください。

カ 郵便による入札は認めません。

キ 入札会場には、入札参加者一社につき1名の入場とする。

ク 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場者は必ずマスクを着用すること。

ケ 一者以上の入札参加で成立するものとします。

コ 入札者が代理人により入札するときは、代理人は入札前に委任状【様式6】を提出すること。

(8) 入札辞退

入札参加確認通知書により入札への参加を認められた者は、入札執行の完了に至るまでを期限として、入札参加の撤回を申し出ることができます。なお、その場合は、その旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送により提出してください。

(9) 入札の中止等

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。

ア 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

イ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

ウ 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項各号に掲げる事由又はその他の事由により入札が中止された場合であっても同様とする。

(10) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 豊田市契約規則（昭和39年規則第11号）第13条第1号から第7号に該当する入札

- イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正したもの
- エ 郵送による入札
- オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- キ 委任状を提出しない代理人の行った入札

## 6 落札者の決定方法

### (1) 開札

開札は、入札開催場所において、入札の完了後直ちに入札者の立会いのもと行う。

### (2) 落札者の決定

開札後、次の条件により決定します。

- ア 有効な入札を行い、入札金額が予定価格（最低貸付価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。
- イ 最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定します。

### (3) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、自動販売機設置業者候補としての決定を取り消しする。

- ア 業者決定後、事業者の資金状況の変化等により、貸付条件等を満たせないと判断した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ その他本実施要領に違反すると認められた場合

## 7 契約及び自動販売機の設置

### (1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は公有財産借受申請書及び公園施設設置許可申請書を市に提出し、令和4年8月22日（月）までに落札者と豊田市の間に行政財産賃貸借契約書を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

### (3) 貸付料

貸付料は、入札金額とする。

ただし、都市公園における自動販売機の設置には、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例に規定されている公園使用料が別途必要となりますので、入札金額から公園使用料を減額した額を賃貸借契約の契約金額とします。

(4) 自動販売機の設置

自動販売機は、令和4年9月1日から設置することができますが、事前に施設担当課及び行政改革推進課と調整の上、具体的な設置日等を決定することとしてください。

8 問合せ先

〒471-8501

豊田市総務部行政改革推進課

所在地 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電話 0565-34-6652 (直通)

FAX 0565-34-6815

E-mail [gyoukaku@city.toyota.aichi.jp](mailto:gyoukaku@city.toyota.aichi.jp)